

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岐阜県高山市丹生川町町方3480番地1

氏 名 有限会社丸武産業
代表取締役 杉下 勝司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県飛騨県事務所長 浅井 克之

許可の年月日 令和4年1月25日
許可の有効年月日 令和5年1月27日

1 事業の範囲

(1) 中間処理（破碎・分別）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）
上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 中間処理（圧縮梱包）

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）
上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 4種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(3) 中間処理（選別）

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類
上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃油、鉱さい

以上 12種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

(4) 中間処理（破碎）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類
上記6品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 6種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 種 類：破碎・分別施設

設置場所：岐阜県高山市丹生川町町方字寺社ケ洞3480番1、3480番2

許可番号 02121037800

設置年月日：平成14年12月24日

処理能力：ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 16t／日（2t／時間）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2)種 類：破碎施設1

設置場所：岐阜県高山市丹生川町町方字寺社ヶ洞3481番1 外4筆

設置年月日：平成16年3月4日

処理能力：

廃プラスチック類

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

紙くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

木くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

繊維くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3.2t／日（0.4t／時間）

3.1t／日（0.39t／時間）

4.3t／日（0.54t／時間）

2.2t／日（0.27t／時間）

以上 4種類

(3)種 類：圧縮梱包施設

設置場所：岐阜県高山市丹生川町町方字寺社ヶ洞3480番1 外4筆

設置年月日：平成17年7月4日

処理能力：

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

紙くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

繊維くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

金属くず（自動車等破碎物を除く。）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3.15t／日（0.394t／時間）

4.3t／日（0.538t／時間）

3.86t／日（0.483t／時間）

3.25t／日（0.407t／時間）

以上 4種類

(4)種 類：選別施設

設置場所：岐阜県高山市丹生川町町方字寺社ヶ洞3480番1 外4筆

設置年月日：平成18年2月2日

処理能力：

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃油、鉱さい

276m³／日（34.5m³／時間）

以上 12種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

(5)種 類：破碎施設2

許可番号 02121037800

設置場所：岐阜県高山市丹生川町町方字寺社ヶ洞3480番1 外4筆

設置年月日：平成22年4月8日

処理能力：

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。） 4.56t／日（0.57t／時間）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

がれき類

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

4.56t／日（0.57t／時間）

以上 2種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(6)種 類：移動式破碎施設

設置場所：岐阜県高山市丹生川町町方字寺社ヶ洞3480番1 外4筆

設置年月日：平成22年4月8日

処理能力：廃プラスチック類（廃塩化ビニル管に限る。）

2.1t／日（0.258t／時間）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成15年 1月27日 産業廃棄物処分業許可（新規）
平成16年 3月31日 産業廃棄物処分業許可（変更）
平成17年 7月4日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成17年 8月9日 産業廃棄物処分業許可（変更）
平成18年 2月8日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成18年 11月29日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成20年 1月27日 産業廃棄物処分業許可（更新）
平成22年 5月17日 産業廃棄物処分業許可（変更）
平成25年 1月27日 産業廃棄物処分業許可（更新）
平成28年 11月28日 産業廃棄物処分業許可（更新）（優良認定）
平成29年 12月22日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成31年 1月15日 産業廃棄物処分業変更届（書換）
令和 4年 1月25日 産業廃棄物処分業許可（変更）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県高山市丹生川町町方3480番地1

氏 名 有限会社丸武産業
代表取締役 杉下 勝司

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県飛騨県事務所長 浅井 克之



許可の年月日 令和 4年 1月25日

許可の有効年月日 令和 5年11月27日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃油、鉛さい

以上 12種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

(2) 積替え、保管を含む。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

以上 10種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(1) 所在地

岐阜県高山市丹生川町町方3480番地1 外4筆

(2) 保管面積

21.63m²

(3) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

以上 10種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

許可番号 02111037800

(4) 保管上限

51.07m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 3月 4日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
平成 11年 12月 13日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成 13年 3月 4日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成 17年 7月 4日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成 18年 3月 4日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成 18年 11月 29日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成 20年 6月 25日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成 23年 3月 4日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成 28年 3月 7日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成 28年 11月 28日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）
平成 29年 12月 22日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成 31年 1月 15日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和 4年 1月 25日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）

5 積替え許可の有無 有 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無



許可番号第 02300037800 号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 岐阜県高山市丹生川町町方3480番地1

氏 名 有限会社 丸武産業

代表取締役 杉下 勝司 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを
証する。

愛知県知事 大村秀章



許可の年月日 令和 2 (2020) 年 8月17日

許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年 8月16日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれ ぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上 げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成22年 8月17日 新規許可

平成27年 8月17日 更新許可

令和 2年 8月17日 更新許可

5 積替え許可の有無

有・無

許可番号第 02300037800 号

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有 · 



産業廃棄物収集運搬業許可証

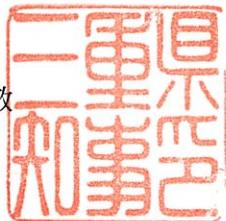
住所 岐阜県高山市丹生川町町方3480番地1

氏名 有限会社丸武産業

代表取締役 杉下 勝司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和3年7月2日

許可の有効年月日 令和8年4月23日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、

金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上8種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 4月24日 新規許可

平成23年 2月23日 変更許可

平成23年 4月24日 更新許可

平成28年 5月10日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

市名 一

許可番号 一

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県高山市丹生川町町方3480番地1
 氏 名 有限会社丸武産業
 (法人にあっては名称 代表取締役 杉下 勝司
 及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田 八朗



許可の年月日 令和3年4月11日
 許可の有効年月日 令和8年4月10日

1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
 （これらのうち自動車等破碎物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、
 水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを含み、
 特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
 （以上10種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年4月11日 収集運搬 【新規許可】 許可番号 01603037800

平成28年4月11日 収集運搬 【更新許可】 許可番号 01608037800

令和3年2月9日 収集運搬 【変更許可】 許可番号 01608037800

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

- 1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- 2 この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。



許可番号 05902037800号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県高山市丹生川町町方3480番地1

氏 名 有限会社 丸武産業

代表取締役 杉下 勝司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十四条第一項 の許可を受けた者であることを証する。

新潟市長 中原 八一



許 可 の 年 月 日 令和 2年 8月30日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7年 8月29日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え保管を除く。）

産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨。）

（積替え保管を除く。）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、8種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年 8月30日 新規許可

平成27年 8月30日 更新許可

平成31年 1月18日 代表者変更

令和 2年 8月30日 更新許可

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

（令和2年8月30日 更新許可）